

8 東京地方裁判所 平成18年6月8日判決

平成18年6月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官近藤将樹

平成17年(ワ)第15374号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成18年4月27日

判 決

[REDACTED]

原 告 X

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同 國 吉 朋 子

同 高 畠 希 之

同訴訟復代理人弁護士

金 坂 翠

[REDACTED]
被 告

上記 8 名訴訟代理人弁護士

[REDACTED]
被 告

主 文

- 1 被告人見 , 被告大松 , 被告治久丸 , 被告田中 , 被告大松 ,
被告多賀 , 被告神谷 及び被告林 は、原告に対し、連帯して 670
万 0114 円（ただし 67 万 0011 円の限度で被告菅原 と連帯して）及び
これに対する平成 17 年 6 月 28 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員
を支払え。
- 2 被告菅原 は、原告に対し、被告人見 , 被告大松 , 被告治久丸 ,
被告田中 , 被告大松 , 被告多賀 , 被告神谷 及び被告林 と連
帯して 67 万 0011 円及びこれに対する平成 17 年 6 月 28 日から支払済み
まで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告の被告菅原 に対するその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告に生じた費用の 10 分の 9 並びに被告人見 , 被告大松
, 被告治久丸 , 被告田中 , 被告大松 , 被告多賀 , 被告神谷
及び被告林 に生じた費用全部を同被告らの負担とし、原告に生じた費
用の 100 分の 9 及び被告菅原 に生じた費用の 10 分の 9 を原告の負担とし、
原告に生じた費用の 100 分の 1 及び被告菅原 に生じた費用の 10 分の 1 を
同被告の負担とする。
- 5 この判決は、第 1 項及び第 2 項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

8

第 1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して 670 万 0114 円及びこれに対する平成
17 年 6 月 28 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、日本エフエックス株式会社との間で外国為替証拠金取引を行った原告が、同社の役員又は従業員である被告らに対し、不法行為ないしは取締役又は監査役に対する損害賠償請求権に基づき、原告に生じた損害の賠償を求めた事案である。なお、本件訴訟は、被告らのほか、日本エフエックス株式会社を共同被告として提起されているが、同社に対する訴訟手続は、平成18年1月25日、同社について破産手続が開始されたことによって中断している。

1 前提事実

- (1) 原告は、平成17年3月25日から同年6月28日までの間、日本エフエックス株式会社（以下「破産会社」という。）との間で、外国為替証拠金取引を行った（以下、この取引を「本件取引」という。）。
- (2) 原告は、昭和5年〇月〇日生まれで、本件取引当時、75歳の無職女性であった（甲11）。
- (3) 破産会社は、外国為替証拠金取引等を目的とする株式会社であり、本件取引当時、被告人見（以下「被告人見」という。）は同社の代表取締役、被告大松（以下「被告　　」という。），被告治久丸（以下「被告治久丸」という。），被告田中（以下「被告田中」という。），被告大松（以下「被告　　」という。）及び被告多賀（以下「被告多賀」という。）は同社の取締役、被告神谷（以下「被告神谷」という。）は同社の監査役であった者である。また、被告林（以下「被告林」という。），河村（以下「河村」という。）及び被告菅原（以下「被告菅原」という。）は、本件取引当時、破産会社八重洲支店に所属する従業員であった者である（争いがない）。
- (4) 原告は、本件取引に当たり、破産会社に対し、別紙金員交付一覧表のとおり合計700万円を交付した。一方、原告が破産会社から受領した金員は、返戻金15万円及び清算金74万9886円の合計89万9886円であり、原告は、本件取引によって、その差額610万0114円に相当する損失を

被った。（甲11、乙20、弁論の全趣旨）

2 原告の主張

（1）被告林及び被告菅原の責任

ア 公序良俗違反

本件取引は、為替レートの変動という当事者が関与せず、しかも予見し得ない事情によって損益金の金額が決定される取引であり、その実質は賭博にほかならないところ、本件取引には、その違法性を阻却するような正当化事由は存しない。したがって、本件取引は、公序良俗に反する違法な取引であり、被告林、河村及び被告菅原は、破産会社の八重洲支店の従業員として、本件取引を担当した。

イ 適合性原則違反

本件取引は、少額の証拠金による差金決済という取引方法により多額の取引をするもので、強度の投機的色彩を有する取引である上、為替相場やスワップ金利といった高度に専門的な概念に対する理解を要する取引である。また、破産会社が原告の受託者としてインターバンク市場で取引を行うのではなく、同社と原告との間で行われる相対取引なのであって、必然的に利益相反状況を生じさせる取引でもある。このような本件取引の危険性、仕組みの複雑さ、利益相反性等に照らすと、本件取引当時、75歳の独居高齢者であり、無職の年金生活者であった原告が本件取引に対する適合性を欠いていたことは明らかである。しかるに、被告林、河村及び被告菅原はこのような原告をあえて本件取引に勧誘した。

ウ 断定的判断の提供及び説明義務違反

被告林、河村及び被告菅原は、原告に対し、本件取引の仕組みやリスクについて説明をせず、本件取引が利益相反に基づく危険性の高い相対取引であり、原告と破産会社が利益を対立させて投機的利益を争う取引であることにつき、十分な説明をしなかった。それどころか、被告林、河村及び

被告菅原は、原告に対し、本件取引が確實に利息を得られる取引である旨の虚偽の説明をして本件取引の投機性を隠蔽し、そのリスクについて原告を誤認させる言動を繰り返した。

エ 上記アないしウの被告林、河村及び被告菅原の各行為は、不法行為に該当する。したがって、被告林及び被告菅原は、連帯して、本件取引によつて原告に生じた後記損害を賠償しなければならない。

(2) 被告人見、被告　　、被告治久丸、被告田中、被告　　、被告多賀及び被告神谷の責任

ア 不法行為責任

上記（1）のとおりの破産会社八重洲支店担当者らの不法行為の態様に加え、現に破産会社においては顧客との間で紛争が多発し、近畿財務局から業務停止命令等の行政処分が行われていることなどに照らすと、破産会社は組織的な詐欺的商法を行っていたというほかなく、その役員である被告人見、被告　　、被告治久丸、被告田中、被告　　、被告多賀及び被告神谷は、破産会社の役員として、かかる組織的不法行為を主体的に遂行していたか、又は、これを帮助していたといえる。

したがって、同被告らは、共同不法行為者として、原告に対して不法行為責任を負う。

イ 取締役としての責任

被告人見は、破産会社の代表取締役として、その従業員が違法な勧誘活動等を行わないようその業務を監督する義務を負い、被告　　、被告治久丸、被告田中、被告　　及び被告多賀は、同社の取締役として、被告人見の業務執行を監督する義務を負うところ、同被告らは、いずれもかかる義務を怠り、上記（1）の不法行為を看過し、招來した。上記（1）のとおりの破産会社八重洲支店担当者らの不法行為の態様に加え、現に破産会社においては顧客との間で紛争が多発し、近畿財務局から業務停止命令等の

行政処分が行われていることなどに照らすと、被告人見、被告　　、被告治久丸、被告田中、被告　　及び被告多賀の任務懈怠に少なくとも重大な過失があったことは明らかである。

したがって、同被告らは、旧商法266条の3第1項に基づき、原告に対して損害賠償責任を負う。

ウ 監査役としての責任

破産会社においては、顧客からの預かり資産と自社資産との分別管理が行われておらず、顧客から預かった資産が回収の見込みのない多額の役員貸付に回されていたところ、被告神谷は、破産会社の唯一の監査役であつたにもかかわらず、故意又は重過失により、このような会計処理を放置し、会計監査を怠った。被告神谷が、顧客からの預かり資産と自社資産との分別管理につき、適正な監査をしていれば、上記（1）の不法行為は避けることができたといえる。

したがって、被告神谷は、旧商法280条、同法266条の3第1項に基づき、原告に対して損害賠償責任を負う。

エ 以上のことおりであり、被告人見、被告　　、被告治久丸、被告田中、被告　　、被告多賀及び被告神谷は、被告林及び被告菅原と連帯して、本件取引によって原告に生じた後記損害を賠償しなければならない。

（3）損害額

ア 取引損金相当損害金 610万0114円

イ 弁護士費用相当損害金 60万円

ウ よって、原告は、被告らに対し、不法行為ないしは取締役又は監査役に対する損害賠償請求権に基づき、連帯して上記ア及びイの合計670万0114円及びこれに対する本件取引終了の日である平成17年6月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求める。

3 被告らの主張

(1) 被告林及び被告菅原の責任について

ア 本件取引は、実際に現物の授受をすることも法律上は可能であり、経済的合理性を有する正当な取引であって賭博ではない。

イ 原告は、投資信託の取引経験があり、ある程度の余裕資金があった者である。また、社会常識も一般的理解能力も兼ね備えていたのであって、本件取引につき、十分なリスク認識を有していた。したがって、原告が適合性に欠けるということはできない。

ウ 被告林、河村及び被告菅原は、原告に対し、断定的判断を提供したことではなく、本件取引の仕組みやリスクについて十分な説明をした。また、原告に対しては、本件取引の仕組みやリスクが記載された商品説明パンフレット、リスク開示書面、リスク確認書等が交付されており、重要事項の説明義務は果たされている。

エ よって、被告林及び被告菅原は不法行為責任を負うものではない。

(2) 被告人見、被告　　、被告治久丸、被告田中、被告　　、被告多賀は及び被告神谷の責任については、いずれも否認ないし争う。被告人見、被告　　、被告田中、被告多賀及び被告神谷の5名は、名義上、破産会社の役員となつたものにすぎない。

(3) 損害額について、取引損金が610万0114円であることは認めるが、その余は否認ないしは争う。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実に加え、証拠（甲2、3、11、13、14、17の1、18なしし22、乙13、丙1、原告本人、被告菅原本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができ、この認定を覆すに足りる証拠はない。

(1) 本件取引を含む、破産会社が行う外国為替証拠金取引は、少額の証拠金による差金決済により多額の取引を行い得る取引であり、極めて投機性の強い

取引である。また、為替相場やスワップ金利といった専門的な概念に対する理解を要する取引であり、一般消費者からすると、その仕組みや危険性を正確に把握することが困難な取引である。さらに、破産会社と顧客との間の相対取引であり、破産会社が受託者として顧客の注文をインターバンク市場に取り次ぐことが予定されていない取引であり、破産会社と顧客との利益相反が生じやすい取引である。

(2) 原告は、昭和5年〇月〇日生まれの女性であり、本件取引当時、75歳であった。原告は、現在の高等学校に当たる学校を卒業した後、伯母の家で家事手伝いをし、20歳で結婚して専業主婦となつたが、23歳のとき離婚した。その後、親戚が経営する会計事務所で事務員として勤務した後、29歳のときに母親が経営する帽子店で働くようになり、以後、製菓店、デパート、宝石店などで約30年間販売員として働いた。本件取引当時は無職で、その収入は、月額約16万円（内訳：家賃収入月額8万円及び年金収入月額8万円）であり、その資産は、長年にわたって老後の生活資金として貯えてきた総額1000万円程度の現預金であった。

原告は、本件取引を開始するまで、外国国債や投資信託等のために90万円程度を証券会社に預けた経験があるが、これ以外には、株式の現物取引を含め、元本割れが生じる危険性のある投機的取引をした経験は全くなかった。

(3) 破産会社は、平成13年2月22日、金利及び為替に係る売買等を目的として設立された株式会社であり、平成16年6月1日ころ、八重洲支店を設置し、同年8月17日、外国為替証拠金取引業務をその業務目的に加える旨の商業登記をした。

(4) 被告林は、本件取引当時、破産会社八重洲支店の営業課長であった者であり、営業係長である河村や、河村の直属の部下であり、営業社員である被告菅原ら、7、8人の部下を率いて顧客の勧誘など外国為替証拠金取引に関する営業活動を行っていた者である。

(5) 被告菅原は、平成16年7月5日、破産会社に入社し、設置されて間がな
い破産会社八重洲支店において、被告林及び河村の指導のもと、主として、
電話による顧客勧誘や顧客に対するパンフレット送付等の業務を行っていた。
被告菅原は、破産会社入社後、特別な研修等を受けたことはなかったが、被
告林や河村の指示に従い、電話帳を頼りに1日に80件から100件程度の
勧誘の電話をかける業務に従事していた。

平成16年12月21日、被告菅原は、このような業務の一環として原告
に電話をかけ、破産会社との取引を勧誘した上、電話内容を上司である河村
に報告した。被告菅原が原告に対して行った営業行為は、この電話による
勧誘1回のみであり、以後の原告に対する勧誘や本件取引の実行は被告林及
び河村が行った。

(6) 平成17年3月23日ころ、河村は、菅原の名を名乗って原告に電話をか
け、高い金利が得られる取引であるといって原告を勧誘した。原告は、高い
金利が得られるとの河村の勧誘を受け、危険性に対する認識を欠いたまま、
同月25日、河村と面談し、予め持参するよう指示されていた100万円を
同人に交付した。

この面談の際、原告は、河村から取引ガイド（甲3）を受け取り、河村の
求めに応じて、取引口座開設申込書（乙17）、約諾書（乙18）、リスク
確認書（乙19）等に署名押印したが、河村は、その内容について説明をせ
ず、「日本エフエックスのスワップ金利表」と題する書面（甲2）を示して、
本件取引が高い金利が得られる取引であることをことさらに強調した。その
ため、高齢である原告は、本件取引の仕組みや危険性を全く理解することな
く、本件取引が確実に高い金利が得られる取引であると誤認したまま本件取
引を開始した。

(7) その後、原告は、河村又は被告林の求めに応じ、別紙金員交付一覧表のと
おり、上記（6）の100万円を含め、合計700万円を交付したが、これ

ら一連の取引過程において、被告林及び河村ら破産会社従業員が、原告に対して、本件取引の仕組みや危険性を正しく説明したことはなく、また、本件取引が破産会社と原告との間の利益相反が生じやすい相対取引であることを説明したことにもなかった。反対に、被告林もまた、河村と同様、高い金利が得られることのみを強調した。そのため、原告は、本件取引の仕組みや危険性を把握することができず、逆に、上記（6）のとおりの誤った認識のまま、別紙金員交付一覧表のとおりの金員を被告林又は河村に交付した。

(8) 破産会社においては、破産会社が行う外国為替証拠金取引の仕組みや危険性について、これを営業社員らに理解させるための十分な研修等は行われておらず、被告林、河村及び被告菅原は、取引の仕組みや危険性を顧客に正確に理解してもらうための分かりやすい説明をし得るだけの知識と能力を欠いていた。また、適合性原則や説明義務など、営業社員らがその営業活動を行うに当たって遵守すべき事項につき、違反が生じないようにするための体制は特に採られていなかった。かえって、歩合給制が採用されており、営業に携わる従業員が顧客獲得に熱心になりやすい環境があった。さらに、顧客からの預かり資産と自社資産との分別管理が行われておらず、顧客からの預かり資産が適切に管理されていなかった。その結果、平成17年当時、破産会社には、独立行政法人国民センター宛てに多くの苦情が寄せられ、また、多数の紛議が生じており、破産会社は多額の和解金の支払いを余儀なくされていたばかりか、同年11月22日及び同年12月21日には、監督官庁から業務停止命令等の行政処分が下されるなど、外国為替証拠金取引を取り扱う業者として、不適格であることが明らかな状況に陥っていた。

そして、平成18年1月25日、破産会社につき破産手続が開始され、不法行為に基づく損害賠償債権を含む破産債権が回収不能の状態となっている。

(9) 原告は、現時点においても、本件取引の仕組みが理解できないでいる。

2 被告林及び被告菅原の責任について

(1) 本件取引を含む、破産会社が行う取引は、上記1の(1)のとおり、極めて投機性の強い取引ではあるが、外国為替証拠金取引が一般的に有する経済的合理性自体は兼ね備えた取引であるといえるから、公序良俗に反する違法な賭博行為であるとまでは認め難い。

しかしながら、極めて投機性の強い取引であることに加え、一般消費者がその仕組みや危険性を正確に把握することが困難な複雑な取引であること、破産会社と顧客との利益相反が生じやすい相対取引であることなどに照らすと、かかる取引における適合性については、相当に厳格な取引適合性が要求されなければならない、また、顧客に対する説明義務としては、顧客においてこのような取引の特質を正確に理解し得るに足りる程度のものが要求されるというべきであり、ことに、当該顧客が一般消費者である場合には、極めて高度の説明義務が課せられるというべきである。

(2) そこで、検討するに、原告が、本件取引当時75歳の無職女性であり、月額約16万円の収入で生活をし、老後の生活資金として貯えてきた総額1000万円程度の現預金を有するにすぎない者であったこと（上記1の(2)）、原告には、外国国債や投資信託等のために90万円程度を証券会社に預けた経験があることを除くと、株式の現物取引を含め、元本割れが生じる危険性のある投機的取引をした経験は全くなかったこと（上記1の(2)）、原告が、現時点においても、本件取引の仕組みが理解できないでいること（上記1の(9)）、これらの事情に上記(1)で述べた本件取引の特質を総合すれば、原告が本件取引に対する適合性を欠いていたことは明らかであると認められる。しかるに、上記1の(5)のとおり、被告菅原は、被告林及び河村の指導のもと、電話帳による不招請の電話勧誘を日常的に行っており、原告に対しても同様の方法によって本件取引の勧誘をしている。また、被告林は、上記1の(5)ないし(7)のとおり、被告菅原及び河村の営業行為に関与しただけでなく、原告の年齢、職業、収入、資産、投資経

験など、適合性の欠如を基礎付ける事実関係を知り又は知ることができたのに、これらの点を検討することなく、自らも、直接、原告を勧誘をし、多額の証拠金を拠出させている。被告菅原及び被告林のこのような行為は、適合性の原則に反し、違法であるといわなければならない。

また、上記1の1の(5)ないし(8)のとおり、被告林や被告菅原は、本件取引の仕組みや危険性を顧客に正確に理解してもらうための分かりやすい説明をし得るだけの知識と能力を欠いていたものであり、原告に対して本件取引の仕組みや危険性を正しく説明したことではなく、もとより、本件取引が、破産会社と顧客との利益相反が生じやすい相対取引であることを説明したこととなかった。かえって、被告林は、本件取引が高い金利を得られる取引であることのみを強調し、リスクについては説明せず、断定的な判断をした。その結果、原告は、本件取引の仕組みや危険性を把握することができず、本件取引が確実に高い金利が得られる取引であると誤認したまま本件取引を行うこととなつた。かかる事実を上記(1)で述べたところに照らして判断すると、被告林及び被告菅原が、一般消費者である原告を取引に勧誘するあたり、取扱業者の営業担当者として要求されるべき説明義務を怠ったことは明らかであると認められる。また、これに加え、被告林については、原告に対し、断定的判断を提供した違法も認められる。

(3) 以上によれば、被告林及び被告菅原は、不法行為に基づく損害賠償として、本件取引によって原告に生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。

もっとも、被告菅原の勧誘行為は、上記1の(5)のとおり、本件取引開始日の約3か月前に1度だけ電話で行われたにすぎないものである上、被告菅原が、破産会社の新入社員であり、本件取引に直接関わった被告林や河村の部下として、その指示に従って行動していたものであることに照らすと、被告菅原に被告林と同等の責任を負わせるのは酷であると考えられる。もとより、上司らの指示であるとはいえ、被告菅原が行った電話帳による不招請

の電話勧誘が不適切な勧誘方法であることは明らかなのであって、同被告が適合性原則違反及び説明義務違反に基づき、不法行為責任を負うべきことは当然であるが、なお、以上において説示した事情のもとにおいては、本件取引によって原告に生じた損害の全部について被告菅原に責任を負わせることは相当とは言い難く、損害の公平な分担見地から、原告に生じた後記損害のは1割の限度で被告菅原に賠償義務を課すことが相当と認められる。

3 被告人見、被告　　，被告治久丸、被告田中、被告　　，被告多賀及び被告神谷の責任について

(1) 本件全証拠によるも、破産会社の役員である被告人見、被告　　，被告治久丸、被告田中、被告　　，被告多賀及び被告神谷が、被告林及び被告菅原の上記不法行為に関与していたことをうかがわせる証拠はなく、同被告らが、破産会社の役員として、破産会社が行う組織的不法行為を主体的に遂行し、又は、帮助していたと認めるに足りる証拠はない。

(2) しかしながら、上記1の(8)のとおり、破産会社においては、破産会社が行う外国為替証拠金取引の仕組みや危険性について、これを営業社員らに理解させるための十分な研修等は行われていなかったものであり、本件においても、取引の仕組みや危険性を顧客に正確に理解してもらうための分かりやすい説明をし得るだけの知識と能力を有していない被告林及び被告菅原が営業行為を行うことによって不法行為が発生している。また、破産会社においては、適合性原則や説明義務など、営業社員らがその営業活動を行うに当たって遵守すべき事項につき、違反が生じないようにするための体制は特に採られておらず、かえって、歩合給制が採用されており、営業に携わる従業員が顧客獲得に熱心になりやすい環境があった。さらに、顧客からの預かり資産と自社資産との分別管理が行われておらず、顧客からの預かり資産が適切に管理されていなかった。その結果、平成17年当時、破産会社には、多くの苦情が寄せられ、また、多数の紛糾が生じており、同年11月22日及

び同年12月21日には、監督官庁から業務停止命令等の行政処分が下されるなど、外国為替証拠金取引を取り扱う業者として、不適格であることが明らかな状況に陥っていた。そして、平成18年1月25日には破産会社につき破産手続が開始され、不法行為に基づく損害賠償債権を含む破産債権が回収不能の状態となっている。

このような事実に鑑みると、破産会社においては、営業担当者らによる不法行為を生みやすい土壌があったにもかかわらず、これを防止するための適切な対策が採られていなかったものであり、これが原因で上記不法行為を含む多数の紛議が生じてしまったものと認めることができ、この点につき、破産会社の役員らは、責任を負わなければならないというべきである。すなわち、被告人見は、破産会社の代表取締役として、その従業員が違法な営業行為等を行わないようその業務を適切に監督し、違法行為を未然に防止するための体制を構築すべき義務を負っていたというべきあり、また、被告　　、被告治久丸、被告田中、被告　　及び被告多賀は、同社の取締役として、被告人見のかかる業務執行を監督すべき義務を負うところ、上記認定のとおりの破産会社の状況に照らすと、同被告らは、代表取締役又は取締役として果たすべきこのような義務を怠っており、かかる任務懈怠につき重大な過失があつたものと認めることができ、この認定を覆すに足りる証拠はない。そして、同被告らが、上記義務を履行していれば、本件における不法行為の発生も避けることができた可能性が大きいと推認されるから、同被告らは、旧商法266条の3第1項に基づき、原告に対して損害賠償責任を負わなければならない。

(3) また、被告神谷は、破産会社の唯一の監査役として、会計帳簿等を調査するなどして不適切な会計処理の是正を図るとともに、取締役の職務執行を監査する義務を負うところ、破産会社においては、上記1の(8)のとおり、顧客からの預かり資産と自社資産との分別管理がされておらず、顧客からの

預かり資産が適切に管理されていなかったにもかかわらず、被告神谷は、これを放置し、適切な会計監査及び業務監査を怠った。顧客からの預かり資産を自社資産と区別し、その保全を図ることは、外国為替証拠金取引の適正性を確保するための基本的な遵守事項であるといえるから、被告神谷が監査役としての職務を全うせず、破産会社における杜撰な資産管理を放置したことには、重大な過失があると認められる。そして、被告神谷が監査役として負担とする上記義務を履行していれば、本件における不法行為の発生も避けることができた可能性が大きいと推認されるから、同被告は、旧商法280条1項、同法266条の3第1項に基づき、原告に対して損害賠償責任を負わなければならない。

(4) 以上に対し、被告人見、被告田中、被告多賀及び被告神谷の5名は、名義上、破産会社の役員となったものにすぎないものである旨主張するが、このような事實をうかがわせる証拠はなく、同被告らの責任を減免すべき事情は見出すことはできない。

4 損害額について

前記前提事実(4)のとおり、原告は、本件取引によって、610万0114円に相当する損害を被っている。また、本事案の内容、審理経過などに照らすと、被告らの上記不法行為又は任務懈怠と相当因果関係のある損害として、弁護士費用60万円を認めることができる。したがって、上記2及び3において説示したところに照らし、被告菅原を除くその余の被告らは670万0114円の損害賠償義務を、被告菅原はその1割にあたる67万0011円の損害賠償義務を負う。

5 結論

よって、原告の被告菅原を除く被告らに対する請求は、いずれも理由があるから認容することとし、被告菅原に対する請求は上記4の限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、

民訴法61条、64条、65条を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれ
ぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判官 西 村 欣 也

金員交付一覧表

| 年 月 日 | 交付金額 | 交付の相手方 |
|------------|-------|---------|
| 平成17年3月25日 | 100万円 | 河村 |
| 平成17年3月28日 | 200万円 | 河村, 被告林 |
| 平成17年3月29日 | 60万円 | 被告林 |
| 平成17年4月 4日 | 130万円 | 被告林 |
| 平成17年4月13日 | 110万円 | 被告林 |
| 平成17年4月19日 | 100万円 | 河村 |
| 合 計 | 700万円 | |